

# 月報私学

2 2011  
VOL.158

日本私立学校振興・共済事業団広報



自分で作った鬼の面をつけ、病気鬼・なまけ鬼・いじわる鬼等を追い払ってもらいます。  
写真提供：学校法人 たから学園 たから幼稚園（福島県郡山市）

## CONTENTS

- 平成22年度 私立大学等経常費補助金特別補助 「未来経営戦略推進経費」の採択状況等 …… 2
- 平成21年度決算集計からみた大学・短期大学・高等学校の財務状況…………… 3
- 連載④ 魅力あふれる学校づくりを目指して
  - 地域との多面的連携で豊かなフィールドづくり…………… 6
  - 社会を動かす人になる 全寮制で育まれる「社会人基礎力」・「人間力」…………… 7
- 経営実務Q & A…………… 8
- 資格取得・資格喪失報告書の事前受付…………… 9
- 退職時の手続き② 一資格・短期・年金・貸付…………… 10
- 私学共済制度の加入者資格…………… 13
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

## 平成二十二年 私立大学等経常費補助金特別補助 「未来経営戦略推進経費」の採択状況等

私学事業団が交付する私立大学等経常費補助金特別補助のうち、「未来経営戦略推進経費」は、有識者による審査を基に採択を行う補助項目です。本号では、この項目の今年度の採択状況等についてご紹介します。

### (1) 未来経営戦略推進経費の概略

平成十九年度から、一般補助において収容定員を充足していない大学等に対し、経営改善を促す観点からの減額強化が開始されました。その一方、特別補助において定員割れの解消に向けて経営努力を行う大学等への支援策として、「定員割れ改善促進特別支援経費」が開始されました。

そして、二十一年度からは、定員未充足に限定せず、学校規模の適正化や他機関との物的・人的資源を活用した優れた取り組みを加えるなど、対象要件をリニューアルし、「未来経営戦略推進経費」に改称しました。

本経費の申請にあたっては、向こう五年間の経営改善計画を策定し、理事会で機関決定していることが必要となります（一法人につき一件の申請）。

提出された経営改善計画は、大学経

営に関する有識者などで組織する「私立大学等経常費補助金特別補助審査委員会」（以下「委員会」という。）において書面審査を行い、審査要領に定められている審査方針に掲げられた事項を総合的に評価します。

採択された大学等に対しては、採択年度の収容定員規模に同じ決定される一定額（一〇、〇〇〇～二〇、〇〇〇千円）を最大五年間交付します。

二十二年度においては、新規・継続採択の審査と併せ、十九年度採択分に對する中間評価を実施しました。

### (2) 新規採択・継続採択

二十二年度は、大学二五校、短期大学一校の合計三六校から申請がありました。

書面審査の結果、大学は一〇校、短期大学は三校の合計一三校が採択されました。採択率は、それぞれ四〇・〇％、二七・三％です。

二十年度及び二十一年度の採択分については、進捗状況を書面にて確認し、全校が支援継続となりました。

### (3) 中間評価

「未来経営戦略推進経費」に採択された大学等については、改善計画の実施及び進捗状況を確認するため、三年が経過した段階で中間評価を実施します。

中間評価では、当初採択された経営改善計画に掲げた改善施策の実施状況や計画実行による結果から、計画の進捗状況を総合的に判断します。

評価は、書面及びヒアリングにより行います。また、必要な場合には各大学等への現地調査を実施し、これらを総合的に判断し、最終的に委員会が継続の可否を含め、評価を決定します。

二十二年度においては、十九年度、定員割れ改善促進特別支援経費」に採択された大学一九校、短期大学二校の合計三一校に対して中間評価を実施しました。（評価結果等については、後日事業団ホームページに掲載の予定です。）

(2)・(3)から、二十二年度の本経費の交付予定学校数は、大学五八校、短期大学四〇校、高等専門学校一校の合計九九校となりました。

### (4) 新規採択審査結果から

二十二年度新規採択分にかかる経営改善計画書に必要な記載事項は次のとおりです。

- ① 学校法人の現状（現状分析及び経営改善に向けたこれまでの取り組み）
- ② 改善計画（計画の内容、他機関との連携状況等の相関図等（該当の場合））
- ③ 学生数（二十一・二十二年度は実績、二十三～二十六年度は予測）
- ④ 消費収支シミュレーション

この経営改善計画書について、書面審査が行われます。

- ① 現状の経営分析の的確性
- ② 経営改善に向けた取り組み実績
- ③ 法人内における改善計画の位置付けの明確性
- ④ 経営改善に向けた手段、方法、プロセス等の具体性
- ⑤ 実現の可能性と期待される効果

審査結果から見ると、的確な現状分析を踏まえたうえで経営改善計画そのものの合理性・妥当性や実現可能性といった面が評価の結果につながっていると言えそうです。

計画本文と学生の確保、収支の改善などの数値目標との間に整合性が取れていて、教職員が一体となって改革に取り組む姿勢が示されているなど、計画全体に説得力があることが必要です。三年が経過した段階で中間評価を実施しますので、このことも見据えた実効性ある取り組みが重要となります。

〔経営改善計画の策定に向けた  
取組み支援〕(新規)の概要

⑤ 私立大学を取り巻く経営環境が厳しさを増していく中で、それぞれの大学等が経営改善を含む中長期的な視点から、計画を策定していくことが重要になってきています。しかしながら、大学等によっては、計画策定の必要性を十分に認識しながらも、財政規模やスタッフの配置などの諸事情により、なかなか着手に踏み切れない大学等も多いようです。

こうした状況を踏まえて、二十二年度から、新たに「経営改善計画の策定に向けた取組み」に対して支援策を講じることとしました。対象要件は次のとおりです。

- ① 経営改善計画策定の必要性を十分に認識し、二十二年度中に経営改善計画の策定に着手する意思を持つ、収容定員が一、〇〇〇名以下で、かつ、二十一年度決算において帰属収入額が消費支出額を上回っていない大学等
- ② 理事会において、「現下の経営上の課題の抜本的な解決に向けて、二十二年度内にシンクタンク、民間企業、公認会計士等の経営に関する専門知識を持つ外部組織等の協力を得て、大学等が主体となって経営改善計画を策定する」旨を決定(予定を含む。)していること

助成業務

表 新規申請数と採択数

学校種別	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	申請学校数	採択学校数	申請学校数	採択学校数	申請学校数	採択学校数	申請学校数	採択学校数
大 学	44	※20	41	19	28	10	25	10
短 期 大 学	30	12	38	11	32	14	11	3
高等専門学校	-	-	-	-	1	1	-	-
合 計	74	32	79	30	61	25	36	13

※平成19年度採択校のうち、大学1校については、20年度以降本経費の申請がないため、22年度中間評価の対象大学数は、19校である。

問い合わせ先 (私学振興事業本部)  
 助成部 補助金課  
 一般補助  
 ☎〇三(二三三〇) 七三〇〇～七三〇二  
 七三〇六～七三〇八  
 特別補助  
 ☎〇三(二三三〇) 七三〇三～七三〇五  
 七三〇九～七三一  
 Eメール hojokin@shigaku.go.jp

平成二十一年度決算集計からみた  
 大学・短期大学・高等学校の財務状況

私学事業団では、平成二十二年十二月に、平成二十二年度版「今日の私学財政(大学・短期大学編、高等学校・中学校・小学校編)」を刊行しました。その集計結果を基に、今回は消費収支計算書から帰属収支差額比率について、貸借対照表から預金等資産と要積立額について取り上げました。

1 法人別の帰属収支差額比率(表1)  
 (1) 大学法人

帰属収支差額比率は、帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額の帰属収入に対する割合です。この比率がプラスで大きくなるほど自己資本は充実され、一方、マイナスになる場合は、自己資本を取り崩すことになり、マイナスの幅が大きくなれば、経営が逼迫し、資金繰りにも困難をきたすこととなります。この比率は、学校法人の収支状況を端的に表す数値です。

大学法人全体の帰属収支差額比率は、二十年度の〇・八%から三・七%へと上昇しました。二十年度に起きたリーマン・ショックの影響を受け、大きく増加した資産処分差額が二十一年度に落ち着きを取り戻したことなどの

理由から同比率が上昇しています。

また、帰属収支差額比率が〇%未満の法人割合は、五三六法人中二一五法人、四〇・二%と二十年度の四四・三%から下降し、改善しました。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇%未満の法人は、五六法人と二十年度の六九法人から減少しているものの相変わらず大学法人全体の一割を超えています。

(2) 短期大学法人

短期大学法人全体の帰属収支差額比率は二十年度のマイナス三・一%から〇・五%と上昇しており、プラスに回復しましたが、大学法人より厳しい収支状況が続いています。

また、帰属収支差額比率が〇%未満の法人割合は一二七法人中六九法人、五四・三%と二十年度の五五・九%から改善はしましたが、半数を超えている厳しい状況は変わりません。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇%未満の法人は、二十年度の二三法人から一五法人と減少しています。



表1 帰属収支差額比率及びマイナスの割合（法人別）

年度	大学法人						短期大学法人						高等学校法人					
	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合
5	法人 363	% 15.4	法人 24	% 6.6	法人 2	% 0.6	法人 259	% 24.1	法人 11	% 4.2	法人 0	% 0.0	法人 621	% 14.4	法人 78	% 12.6	法人 6	% 1.0
10	409	12.7	31	7.6	6	1.5	227	7.5	65	28.6	16	7.0	644	5.9	179	27.8	25	3.9
15	482	8.3	121	25.1	32	6.6	164	2.8	57	34.8	18	11.0	618	3.2	245	39.6	33	5.3
17	504	7.8	138	27.4	25	5.0	147	4.8	51	34.7	16	10.9	626	3.8	313	50.0	61	9.7
18	516	6.6	167	32.4	30	5.8	142	3.1	65	45.8	18	12.7	648	2.1	321	49.5	56	8.6
19	527	5.8	182	34.5	39	7.4	136	1.4	64	47.1	9	6.6	641	1.0	312	48.7	58	9.0
20	531	0.8	235	44.3	69	13.0	127	△3.1	71	55.9	23	18.1	647	△0.5	333	51.5	69	10.7
21	536	3.7	215	40.1	56	10.4	127	0.5	69	54.3	15	11.8	644	3.0	268	41.6	35	5.4

- (2) **短期大学部門**  
短期大学全体の帰属収支差額比率は
- (1) **大学部門**  
大学全体の帰属収支差額比率は二年度の二・八%をピークに下降を続け、二十年度で五・一%と最低となり、二十一年度では六・四%と上昇しました。一方、帰属収支差額比率が0%未満の大学は増加し続けており、二十年度の二二九校から二十一年度は二三〇校とわずかに増加し、その割合は三九・七%から三九・二%とわずかに改善しているものの大学部門全体の四割近くを占める状況が続いています。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇%未満の大学は二十年度の九三校から二十一年度は九七校へ増加しています。
- (2) **部門別の帰属収支差額比率(表2)**
- (3) **高等学校法人**  
高等学校法人全体の帰属収支差額比率は二十年度のマイナス〇・五%から三・〇%へとプラスに回復し、収支状況は改善されています。また、帰属収支差額比率が0%未満の法人割合は六四四法人中二六八法人、四一・六%と半数を割り二十年度の半数超からは大きく改善しています。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇%未満の法人割合も三五法人、五・四%と二十年度の六九法人、一〇・七%から改善しています。

表2 帰属収支差額比率及びマイナスの割合（部門別）

年度	大学部門						短期大学部門						高等学校部門					
	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合	計	帰属収支差額比率	0%未満	同割合	△20%未満	同割合
5	校 384	% 19.6	校 54	% 14.1	校 21	% 5.5	校 497	% 26.9	校 59	% 11.9	校 20	% 4.0	校 1,260	% 15.1	校 194	% 15.4	校 22	% 1.7
10	438	18.9	63	14.4	26	5.9	495	11.7	170	34.3	74	14.9	1,283	7.1	377	29.4	60	4.7
15	521	13.3	151	29.0	61	11.7	447	2.3	205	45.9	112	25.1	1,267	2.5	530	41.8	118	9.3
17	547	10.9	165	30.2	62	11.3	418	2.5	190	45.5	100	23.9	1,270	0.7	649	51.1	193	15.2
18	561	9.8	179	31.9	80	14.3	404	0.0	212	52.5	104	25.7	1,290	0.3	670	51.9	169	13.1
19	572	8.0	194	33.9	83	14.5	380	△2.4	203	53.4	103	27.1	1,273	△0.8	701	55.1	185	14.5
20	577	5.1	229	39.7	93	16.1	376	△5.4	227	60.4	118	31.4	1,272	△1.7	693	54.5	176	13.8
21	586	6.4	230	39.2	97	16.6	371	△5.9	223	60.1	116	31.3	1,279	0.6	625	48.9	137	10.7

- (3) **高等学校部門**  
二十年度のマイナス五・四%から二十一年度はマイナス五・九%と下降し、収支状況の悪化は続いています。また、帰属収支差額比率が0%未満の短期大学は、二十年度の二二七校が二十一年度には二三三校と減少しているものの、短期大学部門全体の六割を超えている状況が続いています。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇%未満の短期大学は二十年度の一一八校から二十一年度には一一六校へとわずかに減少しています。短期大学の収支状況は、依然として厳しい状況であり、今後の動向に十分注意する必要があります。
- (2) **短期大学部門**  
また、帰属収支差額比率が0%未満の高等学校は、二十年度の六九三校から二十一年度は六二五校と減少し、高等学校全体に占める割合は四八・九%と半数を割り、二か年度続けて少しずつ改善しています。そのうち、帰属収支差額比率がマイナス二〇%未満の高等学校については二十年度の一七六校から一三七校へ減少し、その割合は二十年度の一三・八%から一〇・七%へ改善しました。

3 預金等資産と要積立額(表3)

貸借対照表より、学校法人が積み立てを必要とする退職給与引当金や減価償却累計額等とそれに対応した各種引当特定資産や現金預金、有価証券など預金等資産の保有状況をみたものです。

通常の財務状態であれば積み立てを必要とする額を超える預金等資産を保有し、建物等の取替え更新に備えていると考えられますが、帰属収支差額のマイナスが続く場合などは、各年度の減価償却費相当額を蓄積できないこととなります。

大学法人では、預金等資産は増加を続けていますが、要積立額の増加に追いついていけず、十四年度に預金等資産が不足に転じ、以後不足額は拡大しています。

短期大学法人では、法人数の減少に伴い、預金等資産、要積立額ともに二十年度まで減少が続き、二十一年度は預金等資産、要積立額ともに前年度に比べわずかに増加しました。五年度時点の預金等資産は要積立額を大きく上回っていましたが、入学者の減少から、経営環境が厳しくなり、十八年度には預金等資産が不足に転じ、以後不足額は拡大しています。

高等学校法人では、預金等資産は横ばいを続けていますが、要積立額は二十一年度まで増加傾向にあります。十三年度に預金等資産が不足に転じ、以後不足額は拡大しています。

助成業務

表3 預金等資産と要積立額

(単位：法人、億円)

年度		5	10	12	13	14	17	18	19	20	21
大学法人	法人数	363	482	435	456	469	504	516	527	531	536
	預金等資産 (A)	51,010	67,496	74,282	76,863	78,696	84,191	86,277	87,754	86,620	87,400
	要積立額 (B)	43,569	62,274	70,318	74,490	78,937	92,865	97,053	101,409	105,128	108,556
	退職給与引当金	7,929	9,791	10,396	10,712	10,965	11,201	11,146	11,167	11,203	11,113
	第2号基本金	6,514	7,454	7,653	7,690	8,052	9,635	9,600	9,878	9,458	8,832
	第3号基本金	4,375	6,328	7,060	7,288	7,515	8,636	9,466	10,106	10,592	11,132
	減価償却累計額	24,751	38,701	45,209	48,800	52,405	63,393	66,841	70,258	73,875	77,479
	不足額 ((B)-(A))	△7,441	△5,222	△3,964	△2,373	241	8,674	10,776	13,655	18,508	21,156
短期大学法人	法人数	259	227	204	189	178	147	142	136	127	127
	預金等資産 (A)	9,105	8,276	6,629	5,938	5,468	4,361	3,989	3,622	3,312	3,395
	要積立額 (B)	4,963	5,590	5,273	5,015	4,809	4,161	4,168	4,111	3,838	4,081
	退職給与引当金	646	603	533	492	450	325	310	284	259	247
	第2号基本金	1,106	1,049	742	649	500	329	369	324	289	298
	第3号基本金	190	122	133	121	114	133	145	136	134	139
	減価償却累計額	3,021	3,816	3,865	3,753	3,745	3,374	3,344	3,367	3,156	3,397
	不足額 ((B)-(A))	△4,142	△2,686	△1,356	△923	△659	△200	179	489	526	686
高等学校法人	法人数	621	644	637	626	618	626	648	641	647	644
	預金等資産 (A)	8,790	9,844	9,818	9,562	9,330	9,570	9,877	9,699	9,480	9,678
	要積立額 (B)	6,137	8,643	9,376	10,104	9,970	10,966	11,772	12,114	12,602	13,033
	退職給与引当金	518	527	515	519	500	494	514	524	515	505
	第2号基本金	1,223	1,279	1,177	1,195	1,062	913	929	886	866	851
	第3号基本金	214	404	426	416	427	344	345	332	319	321
	減価償却累計額	4,182	6,433	7,258	7,974	7,981	9,215	9,984	10,372	10,902	11,356
	不足額 ((B)-(A))	△2,653	△1,201	△442	542	640	1,396	1,895	2,415	3,122	3,355

(注) 預金等資産とは、固定資産では、有価証券+引当特定資産、流動資産では有価証券+現金預金である。

4 まとめ

帰属収支差額は法人の収支状況を端的に表します。帰属収支差額がマイナスになり、そのマイナス分を過去の自己資本の蓄積を取り崩して補う状況が続けば、施設・設備等の建替えなどができなくなり老朽化が進むほか、教育活動にも支障が生じることもなりかねません。減価償却の状況をみると、施設設備等の老朽化が進んでいることが窺えます。

また、過去に蓄積した預金等の資産は、この厳しい競争環境を生き残るための大事な資源です。多くの学校法人では経費削減に努め、教育内容の充実・特色化を図ることで学校経営を行っていかねばなりません。

今後、理事長や学長・校長のリーダーシップの下で、教職員全体で情報を共有し、財政運営と教学が一体となって改革に取り組むことが求められます。最後になりますが、学校法人基礎調査にご協力いただいた各学校法人の皆様にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。今回の決算集計を学校法人の経営改善・発展に向けた取り組みへの参考にしていただき、お役立ていただければ幸いです。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

☎〇三(三三三〇)七八四一七八四三

Eメール k-chousa@srigaku.go.jp

連載 ④

魅力あふれる  
学校づくりを目指して

地域との多面的連携で  
豊かなフィールドづくり

学校法人 酪農学園  
酪農学園大学

酪農学園大学は、一三二ヘクタールのキャンパスを持ち、広大な野幌森林公園が隣接した札幌市近郊に位置しています。本学の起源となる北海道酪農義塾は一九三三年に創立されました。三愛精神、健土健民の理念の下に、農業・食品・生命科学を中心とした実践的教育を展開しています。二〇一一年四月からは、二学群・五学類の新しい教育体制がスタートします。

○ 地域総合交流事業の展開

本学は地域の連携協力を得ながら、農業者や農業関連産業の技術者・指導者の育成を行う教育機関として発展してきました。このことは農業以外の分野にもその役割を拡充させてきました。二十一世紀を迎え、大学は知的資源を通じて、地域社会や産業界との連携、多様なニーズに応える生涯教育の提供など、地域への具体的な貢献が期待されています。このような環境の中、本学は、地域との交流内容を充実させ教

育・研究の推進にも寄与させようと、道内の自治体や関係機関との協定締結を積極的に展開しています。

大学による「地域社会への人材育成の機会提供」と地域による「大学への教育・研究フィールドの提供」という互いにメリットが享受できることを趣旨とした、地域総合交流事業に二〇〇五年から取り組んでいます。実践的教育を支える新たなフィールドづくりの可能性が大きくなっています。

○ 「酪農教育」を核に地域連携

酪農学部酪農学科では、二〇〇四年から座学と実学を交互に学ぶ「実践酪農学コース」を開始しました。これは、二年生の前期と三年生の後期にそれぞれ四か月ずつ、酪農家に入り実習をしながら、大学教員の出張による集中授業が行われる教育コースです。



調印式終了後に行われた受入農家の方々と学生達との交流会（北海道滝上町）

この取り組みは、二〇〇八年度文部科学省の「質の高い大学教育推進プログラム」に選定されました。同コースは毎年数名の学生が履修し、「学生が現場の技術を理論的に把握できるようになるだけでなく、働くことへの責任感が生まれ人間的にも成長を遂げる」といった評価がなされています。

昨年、同コースを拡充しようと新たに協力地域である、道北の滝上町と協定締結の調印式を行いました。学生たちも参加し、地元関係者と交流を深めました。同町では「学生には酪農を体験し学んでもらうとともに、大学には町の様々な課題にも指導協力をいただきたい」と期待を込めています。大学が地域と連携して行う実践酪農学を通して、地域の活性化につながる優れた人材を輩出する仕組みづくりが着実に強化されています。

○ 野外フィールドの拡充で「自然環境教育」を実践

環境システム学部生命環境学科が実施する「HEART Starプログラム」は、隣接する野幌森林公園や協定を結んでいる洞爺湖町、札幌市円山動物園、西興部村の各々を野外フィールドとして、北海道の自然環境で起こっている様々な問題の解決に研究室の垣根を越えて総合的に取り組む体制です。学生・教員が団体や地域と連携協力し、課題解決の実践評価を繰り返しながら、その成果を社会にフィードバ

ックしていきます。同プログラムも二〇〇九年度文部科学省の「大学教育推進プログラム」に選定されました。



学生らによるウチダザリガニ調査（北海道洞爺湖町）

同学部は、協力地域の洞爺湖町に、以前から環境調査法の実習地として訪れてきました。札幌市円山動物園では、学生達が環境教育の普及・啓発を目的としたボランティア組織をつくり、動物の企画展や動物教室を企画。また、西興部村とは学生の狩猟免許取得予備講座を村内で行い、エゾシカ調査をはじめとする自然環境の保全などで幅広い交流を続けてきました。今後とも本学と地域との相互理解を踏まえた連携によって、豊かな教育フィールドの構築が展望されています。

◆ 寄稿者紹介 ◆

十倉 宏（とくら ひろし）

総務部長。エクステンションセンター、入試部などを経て二〇一〇年四月より現職。

社会を動かす人になる

全寮制で育まれる

「社会人基礎力」・「人間力」

学校法人 海城学園

那須高原海城中学校・高等学校

教頭 塩田 顕二郎

那須高原海城中学校・高等学校は、欧米のボーディングスクール（寄宿制中等教育学校）をモデルとした全寮制中高一貫男子校として、一九九六年に栃木県那須町に開校しました。那須の自然豊かな環境の下、およそ二二〇名の生徒が教員と共に一つ屋根の下で生活をしながら、学び合い、支え合い、成長しています。



欧米の雰囲気を持つ全寮制の校舎

○ 中等教育の重要性

二十一世紀になり少子化が加速する日本では「大学全入時代」を迎え、一九七〇年代後半にアメリカの教育学者マーチン・トロウが定義した「大学の

ユニバーサル化」がすでに日本でも始まっています。それは、誰しもが高等教育を享受できる時代の到来を意味します。そうすると、中等教育が果たす使命は、これまでのような大学へ合格させることがゴールではありません。まずは、中等教育の学習内容をしっかりとして定着させ、その学びのバトンを確実に高等教育へ繋いでいくことが重要です。そしてさらに、大学の先を見据えた「人間力」の育成こそがこれから中等教育には強く求められていくでしょう。

○ 全寮制で育まれる「社会人基礎力」

全寮制の強みは、日常的にリーダーシップや問題解決能力、コミュニケーション能力といった「人間力」が育まれることです。人間力育成の鍵は、那須高原海城独自の寮自治活動にあります。

この「人間力」というのはなかなか眼に見えないものです。偏差値のように数値化できるものでもありません。そこで寮の教育力を示す指標として着目したのが「社会人基礎力」です。これは経済産業省が社会人として身につけておかなければならない基礎力として二〇〇六年に提唱した一二の力(主体性・働きかけ力・実行力・課題発見力・計画力・創造力・発信力・傾聴力・柔軟性・状況把握力・規律性・ストレスコントロール力)のことです。

社会人基礎力が叫ばれるということ

は、今の若者にはこの一二の力が不足していることの裏返しとも言えます。実際に企業が今必要としている人材も、リーダーシップや問題解決能力、コミュニケーション能力を兼ね備えた人物なのです。これらの力は大学に進学してからや社会に出てから身につけるものではありません。中学・高校という最も多感で成長する時期に育まれるべきものです。その点において寮生活は社会人基礎力を身につけるのに絶好の場です。

○ 寮生活で培われる「人間力」を武器に

本校では中学一年生から高校一年生までは三人部屋で、ルームメイトは必ず異学年になるようにしています(高校二年生・三年生は個室になります)。まず部屋の中で、上級生は下級生のお手本として、下級生は上級生の背中を見て育つのです。そして、高校一年生がリーダーシップを発揮して寮の運営を自主的に行っているのです。本校の寮には一四名の教員が起居をともしにしていますが、教員が頭ごなしに指導するのではなく、生徒の自治を尊重し、その活動をバックアップするのが寮の教員のスタンスとしています。寮生活では、どうすれば部屋の掃除が上手にできるか、時間を守った生活が送れるかといった生活上の小さな課題が日々起きてきます。こうした課題に生徒が気づき、生徒同士が話し合い、方策を立て実行し、問題を解決していきます。

この過程を通して、「社会人基礎力」が自ずと養われていくのです。



和気あいあいと寮生活を謳歌する生徒たち

「高校生になったら僕もフロア長になってみたい」、寮のリーダーは下級生の憧れの存在です。上級生が下級生に命令して従わせるようなパワー型のリーダーシップは本校が目指すものではありません。下級生の意見にも耳を傾けるようなコミュニケーション型のリーダー育成を基本としています。また、リーダーを支えるフォロワーシップの精神も大切にしています。那須高原海城は、寮生活で培われる「人間力」を武器に「社会を動かす」ことのできる真のリーダーを育成していきます。

◆ 寄稿者紹介 ◆

塩田 顕二郎 (しおたけんじろう)

海城中学校・高等学校卒業生。学習進路指導部長を経て、現職に至る。担当教科は日本史。

# 経営実務 Q&A

学校法人から、私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問を、Q&A形式でまとめましたので、ご参照ください。

## ●私立大学退職金財団からの掛金を財源としない退職資金の交付

**Q** 私立大学退職金財団から交付される退職資金は、これまで掛金のみを財源として交付されてきましたが、平成二十三年度に掛金を財源としない退職資金が交付されることになりました。これにより収入の科目に変更はありますか。また退職給与引当金繰入調整額計算への影響はありますか。

掛金を財源としない退職資金交付事業の概要は以下のとおりです。

### ○事業の目的

団塊の世代が退職年齢を迎え、退職者が急増すること、また、私立大学等を取り巻く経営環境が急激に厳しさを増している状況を勘案し、学校法人の掛金率の低減・安定化を図ることが目的です。

### ○事業の概要

①掛金ではなく、退職資金支払準備特定資産（財団が保有している利息等蓄積額）を財源に充てます。  
②各学校法人に交付される退職資金支払準備特定資産を財源とする交付額は、全維持会員の掛金累積額に対

する当該学校法人の掛金累積額に比例して計算されます。

③二十三年度は、交付金の財源として掛金より優先して退職資金交付に充てます。学校法人ごとに計算した額が、当該学校法人の二十三年度の退職資金交付額を上回る場合には、当該超過額は翌年度以降の交付金に順次充当します。

④充当した額は、維持会員資格喪失時の清算金の算定時に用いる退職資金交付金累積額から除かれます。

◎本件については同財団発行の「私立大学退職金財団報」第七一号（平成二十二年十二月十五日発行）をご参照ください。

◇事業内容についての問い合わせ先  
（私立大学退職金財団 事業部）

☎〇三（三三三四）一八〇一

## A

今回の掛金を財源としない退職資金の交付は、退職資金として交付されるという点においては、従来の掛金を財源とする場合と同様であることから、「大科目」雑収入」「小

科目」私立大学退職金財団交付金収入」で処理することになります。

また、私立大学退職金財団に関する退職給与引当金繰入調整額の計算については、日本公認会計士協会より「学校法人委員会報告第二九号」が公表されています。これによれば、退職給与引当金の計算時において、年度必要繰入額に掛金累積額と交付金累積額との差を加減するとされています。その根拠は、交付金の財源が掛金であり、資格喪失時の清算額計算の対象となることによります。

「○事業の概要」④によれば、掛金を財源としない退職資金の交付額は、資格喪失時の清算額計算の対象額とされないことから、退職給与引当金の計算においては交付金累積額には含まないこととなります（具体的な計算方法は事例参照）。

## ○具体的な計算方法事例

当年度の退職資金交付金が400であり、その財源として、

Aは、すべて掛金の場合、

Bは、うち60が掛金を財源としない額の場合、

下表のようになります。

ただし、引当金繰入額計上基準が100%以外の場合には、下表⑤の算式を①×〇〇%－④に変更することになります。

項目	A	B	A-B
① 当期末退職金要支給額	50,000	50,000	
② 前期末引当金計上額	49,500	49,500	
③ 当期引当金取崩額	500	500	
④ 差引引当金期末残高 ②-③	49,000	49,000	
⑤ 引当金要繰入額 ①-④	1,000	1,000	
⑥ 当年度掛金額	600	600	
⑦ 掛金累積額	3,000	3,000	
⑧ 当年度交付金額	400	400	
⑨ 交付金累積額	2,500	2,440 (2,500-60)	60
⑩ 引当金繰入調整額 ⑦-⑨	500	560	△60
⑪ 引当金繰入額 ⑤-⑩	500	440	60
⑫ 当期末引当金計上額 ④+⑪	49,500	49,440	

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
☎〇三（三三三〇）七八四六・七八四七  
Eメール center@shgaku.go.jp

# 資格取得・資格喪失報告書の事前受付

三月一日(火)から受け付けを始めます

毎年三月末から四月上旬は資格取得や資格喪失などの届け出が集中します。そこで加入者証等をできるだけ早くお届けするために、「資格取得報告書」等の事前受付を三月一日(火)から実施します。三月三十一日退職及び四月一日の採用等教職員員の異動を予定している学校法人等は、ぜひ事前受付を利用してください。

## ■提出上の注意

① 事前受付の対象となる報告書等は次のとおりです。なお、通常の報告書等とは区別して提出してください。

対象となる報告書等	事由発生日
①資格取得報告書* ・新規資格取得 ・再資格取得	4月1日 資格取得等
②所属学校等変更報告書 ③被扶養者認定申請書 (取得と同時申請分に限り)	
④資格喪失報告書 ⑤任意継続加入者申出用資格喪失報告書	3月31日 退職

\*継続資格取得は対象外です。

② 提出書類は記入もれのないよう注意してください。特に、学校記号番号に誤りがあると別の学校法人等で

決定してしまい、他の学校法人等へ大変な迷惑をおかけすることになりますので、正確に記入してください。

③ 「資格取得報告書」については、私学共済制度の加入履歴を確認し、「1. 新規資格取得」「3. 再資格取得」のいずれかを丸で囲んでください(継続資格取得は事前受付の対象外です)。

また、「資格取得報告書」には正確に基礎年金番号を記入するとともに、基礎年金番号を確認できる書類(基礎年金番号通知書等)の写しを添付してください。

④ 書類不備による返送等があると再提出の受付日以降に処理することとなりますので、その分加入者証及び確認通知書等の発送が遅くなりま

⑤ 任意継続加入者が引き続いて四月一日から再資格取得する場合は、事前受付の対象とはなりません。

任意継続加入者が引き続いて四月一日から再資格取得する場合は、事前受付の対象とはなりません。

## ■報告内容の訂正

① 事前受付の報告書の内容に誤りがあったときは、必ず「訂正申出書」等により訂正手続きをしてください。例年、取得時給与の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。

② 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日(退職日の翌日)から他の健康保険又は共済組合等に本人として加入した場合は、任意継続の取り下げが必要となりますので、必ず申し出てください。

なお、次の事由による任意継続の取り下げはできませんので注意してください。

- ・配偶者等の被扶養者となる
- ・国民健康保険の被保険者となる

## ■加入者証等の取り扱い

① 三月三十一日退職者は、退職日までは加入者証等を使用して保険診療を受けることができます。加入者証等は退職後に必ず回収してください。

② 「資格取得報告書」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間が

かかることがあります。このため、資格取得の処理が先行し、加入者本人の加入者証のみが先に送付される場合があります。

被扶養者認定処理後に加入者被扶養者証を送付します。

③ 報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。

加入者証返納の際は、「資格喪失による加入者証返納理由書(1)」又は「差し替えによる加入者証返納理由書(2)」(平成二十二年版「事務の手引」八六ページ参照)を添付し、返納してください。

受付期間	3月1日以降
決定日	受け付けから8日~10日後の火曜日・金曜日
発送日	決定日から3日後(土・日・祝日を除きます)

毎週2回の決定後に順次加入者証等の発送を行います。  
 ※受け付けから加入者証等の発送までの事務処理におおむね2週間(標準処理期間)が必要となります。  
 ※標準処理期間内は、処理状況に関する電話照会を控えていただくようお願いします。  
 ※3月中に加入者証等が学校法人等へ届いた場合でも、4月1日以降に該当者に渡してください。

## 退職時の手続き②

### 資格・短期・年金・貸付

#### 1 資格関係

##### 資格喪失報告書

「資格喪失報告書」は退職日から十日以内に提出してください。

退職日の翌日（資格喪失日）から加入者としての資格がなくなり、加入者証等は使用できません。必ず同報告書に加入者証・加入者被扶養者証及び高齢受給者証を添付して返納してください。

なお、長期給付（年金）の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなります（月末の退職は退職した月まで、また、月途中での退職はその月の前月までが加入者期間になります）。

##### 長期給付加入者記録票の送付

加入者が資格喪失すると確認通知書と「長期給付加入者記録票」を学校法人等あてに送付しますので、加入者に必ず渡してください。

「長期給付加入者記録票」には、将来年金を請求するときに必要な加入者番号や加入期間が記載されています。

#### 任意継続加入者になる場合

退職日まで引き続き一年と一日以上加入者であった人（注一）が資格を喪失したときに任意継続加入者になると、喪失日から原則二年間（注二）は短期給付（休業給付を除きます）及び福祉事業（貸付け及び貯金等を除きます）を受けることができます。なお、長期給付（年金）は継続できません。任意継続加入を希望する場合は「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を退職日から二十日以内に提出してください。後日、本人の住所あてに「任意継続加入者証」「任意継続掛金納付通知書」（自動振替はできません）等を送付します。納付期限までに掛金の支払いがない場合、任意継続加入者の資格は喪失しますので注意してください。（注一）任意継続加入者の申し出の条件である「引き続き一年と一日以上」の期間には、過去の任意継続加入者の期間は含まれません。（注二）喪失日から二年の間に七十五歳を迎える人については、任意継続加入者の期間は七十五歳の誕生日の前日までになりません。

#### 2 短期関係

退職後、本人として他の健康保険制度（国民健康保険を除く）に加入したときは、私学共済制度の資格喪失後の給付は受けられません。

退職後の付加給付はありません。

##### 出産費

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が退職後六か月以内に出産したときは、出産費を受けられます。

ただし、退職後、家族の被扶養者になったときは、家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか、どちらか一方を選択することになります（両方からは受けられません）。医療機関等に本事業団が出産費を支払う「直接支払制度」を利用するときには、「私学事業団から資格喪失後の出産費を受ける資格がある旨」の証明書を医療機関等に提出することになります。証明書の発行は本人が文書で共済事業本部に申し出てください。

##### 出産手当金

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が、退職時に出産手当金を受給していたときは、出産日後五十六日までの期間について受けられます。

また、休業中は給付額以上の給与が支払われていたため出産手当金を受けていなかった人も、出産日後五十六日までの期間について受けられます。ただし、在職中は休業せず勤務していた場合は受けられません。

##### 傷病手当金

退職日まで引き続き一年以上加入者であった人が、退職後も継続して労働能力がなく療養している場合は、支給期間一年六か月を限度として傷病手当金を受けられます。

①退職時に傷病手当金を受けていたときは、継続して受けられます。  
②在職中に傷病手当金を受ける要件を満たしながら、在職中は給付額以上の給与が支払われていたため傷病手当金を受けていなかった人も対象となります。

なお、雇用保険の基本手当を受けるため求職の申し込みをしたときは、傷病手当金の対象なりません。

また、障害給付（年金又は一時金）及び退職・老齢を事由とする年金を受けている場合には、傷病手当金を受けられません。

ただし、支給される年金の額が傷病手当金の額を下回るときは、その差額を傷病手当金として受けられます。

埋葬料

加入者が退職後三か月以内に死亡したときは、埋葬料を受けられます。

3 年金関係

六十歳未満の人が退職した場合

① 加入者期間が一年以上の人

昭和二十八年四月一日以前に生まれた人は、六十歳になったときに退職共済年金の受給権が生じます。

その後生まれた人は、支給開始年齢が段階的に引き上げられます(平成二十二年版「事務の手引」四五二ページ参照)。

② 加入者期間が一年未満の人

六十五歳になったときに退職共済年金の受給権が生じます。

③ 請求手続き

退職共済年金の受給権が生じる一か月前に、共済事業本部又は各ガードンパレス(東京・京都を除きます)の共済業務課に照会してください。  
※退職共済年金の受給要件として、加入者期間等が二十五年以上必要です。

退職共済年金の決定を受けている人が退職した場合

① 七十歳未満の退職

資格喪失後、「退職共済年金改定請求書(退職用)」を年金者あてに送付します。

請求書(退職用)を年金者あてに送付します。学校法人等を経由せず、直接共済事業本部に提出してください。

なお、退職後一か月以内に再び加入者となった場合は、退職改定に該当しないため、提出は必要ありません。

② 七十歳の「みなし退職」後の実退職

退職改定の手続きは必要ありません。

求職の申し込みをした場合

六十五歳未満の人が受給する退職共済年金は、雇用保険の基本手当との調整が行われます。ハローワークに求職の申し込みをしたときは、届け出が必要となりますので、共済事業本部に照会してください。

他の被用者年金制度等に加入した場合

退職共済年金・障害共済年金の受給権者が、私学退職後に他の被用者年金制度等に加入したときは、当該制度の給与(報酬)、賞与等にに応じて年金支給に一部停止がかかる場合があります。届け出が必要となりますので、共済事業本部に照会してください。

国民年金の届け出

私学共済制度の加入者が退職すると、退職した加入者とその加入者に扶

養されている配偶者(被扶養配偶者)は、国民年金への届け出が必要になる場合があります。この届け出がないと、将来年金が受給できなくなる可能性がありますので、次のような場合は、再就職先の事業所又は市区町村の国民年金担当の窓口で届け出を行ってください。  
なお、国民年金の強制加入は六十歳未満です。退職した加入者やその被扶養配偶者が六十歳以上の場合は、届け出の必要はありません。

【三月三十一日退職の場合】

① 四月一日に再就職する

加入者本人 不要

被扶養配偶者 「種別確認届」を提出

届出先 再就職先の事業所

② 四月一日から無職・自営業となる

加入者本人 「種別変更届」を提出

被扶養配偶者 「種別変更届」を提出

届出先 市区町村の国民年金担当窓口

4 貸付関係

貸付けの償還

貸付けは、学校法人等に在職する加入者しか利用できませんので、退職等により加入者資格を喪失したときは、全額償還しなければなりません。全額償還する方法は、「即時償還」と「在職中の任意償還」の二種類があります。

(1) 資格喪失の確認後に即時償還をする

学校法人等が「資格喪失報告書」を提出し、本事業団が確認すると自動的に即時償還となります。

① 最終定期償還

貸付けの償還としての届け出は不要ですが、資格喪失を確認するまでは定期償還が継続します。手続きの時期により、実際には退職した月以後の定期償還が発生することがあります。

② 償還期限(払込期限)

即時償還は、償還通知書の交付日(資格喪失を本事業団が確認した日)から六十日が償還期限となります。

③ 即時償還の額

即時償還の額は、最終定期償還後の元本残額と払込日までの経過利息の合計額です。償還期限まで、貸付けの応当日ごとに月利計算した経過利息を加算します(定期償還で利息を支払った月の利息はかかりません)。

なお、即時償還の払込取扱票は、経過利息の計算にあわせ、複数枚を送付しますので、即時償還通知書を確認し、払込日に合致した償還額のものを使用して払い込んでください。

即時償還期限を過ぎた場合、後日、学校法人等を通じて一日当たり〇・

〇三日の延滞金を請求します。

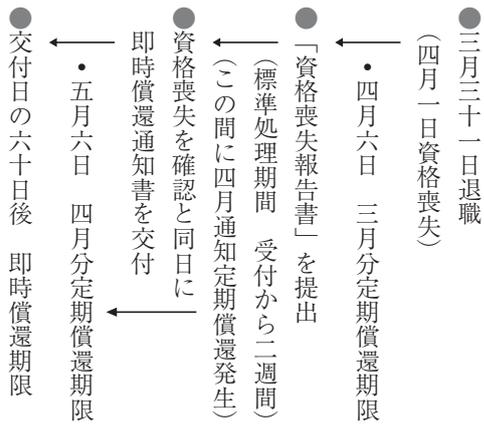
④ 償還金の回収方法

即時償還の通知書を受け取ったら、

借受人の退職金等から控除するか、借受人から預かった償還額を学校法人等が払い込んでください。

また、退職後に発生している定期償還がある場合は、即時償還とあわせて、定期償還期限までに他の借受人と一緒に払い込んでください。

**【退職後に喪失を報告した即時償還】**



**退職時に償還すべき額**



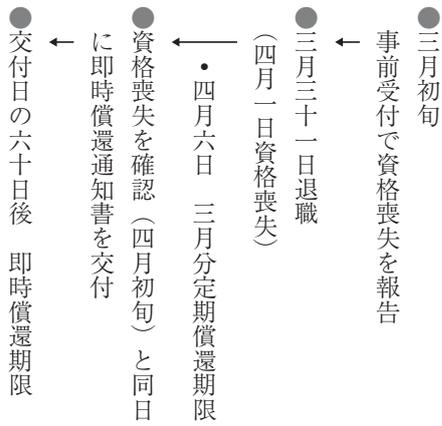
**▼資格喪失の事前受付と即時償還**

年度末に実施している資格関係書類の事前受付で資格喪失を続続させた場合、四月通知の定期償還を確定させる前に資格喪失が確認できるため、三月

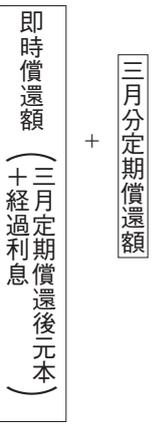
通知が最終定期償還になります。

◎事前受付で手続きした場合、資格喪失の確認時期が貸付けの応当日直前になるため、償還通知を学校が受け取った時点で使用できない払込取扱票が同封されることがありますが、これは事前受付という特例の処理に因るものですので、ご了承ください。

**【事前受付で喪失報告した即時償還】**



**退職時に償還すべき額**



**(2) 在職中に任意償還をする**

資格喪失を報告する前に、在職中に任意償還を申し出ることができ、在職中に償還するのが原則です。退職する月の十五日を超えた申し出

や、資格喪失の報告と同時に事後の申し出は避けてください。

**①最終定期償還**

毎月十五日(必着)までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」で申し出ると、翌月の定期償還は発生せず、当月の定期償還が最終になります。

**②償還期限(払込期限)**

任意償還の償還期限は、最終定期償還の償還期限と同日とします。

このため、おおむね任意償還を申し出た月の翌月の貸付けの応当日前日(一日から六日)になりますので、償還金の回収(退職金からの控除)に時間がかかる場合は、注意してください。

**③任意償還の額**

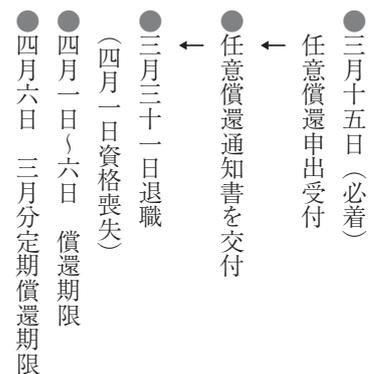
任意償還の額は、最終定期償還後の元本残額になりますが、半年払償還を併用している場合に限り、直近の半年払の償還月から払込日までの経過利息がかかります。

なお、任意償還の償還期限を過ぎた場合、後日、学校法人等を通じて不足利息(月利)を請求します。

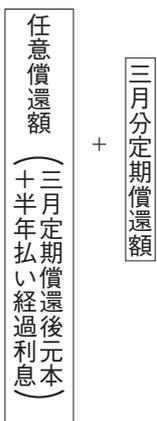
**④償還金の回収方法**

任意償還の通知を受け取ったら、借受人の退職金等から控除するか、借受人から預かった償還額を、学校法人等が払い込んでください。

**【在職中に任意償還を申し出】**



**退職時に償還すべき額**



**▼団信制度の加入期間**

団信制度の加入期間は、定期償還で保険料充当金を負担した月の月末までです。このため、十五日までに任意償還を申し出た場合は、申し出た月の月末に脱退となり、翌月は補償の対象になりません。また、即時償還の場合は、学校法人等に在職中であるかどうかにかかわらず、最終定期償還で充当金を負担した月の月末で脱退となります。

平成二十三年二月十四日～三月十日に開催の第二回私学共済事務担当者連絡会において、退職時の貸付けの償還を説明する予定です。

# 私学共済制度の加入者資格

学校法人等に使用され、給与を受けている人は、私立学校教職員共済法により私学共済制度の加入者となります。個人の意思で加入・脱退することはできません。採用された教職員等が資格要件を満たし加入者に該当するときは、速やかに「資格取得報告書」を提出してください。

## 加入者資格は私立学校教職員共済法で定められています

私立学校に勤務する教職員等は、私立学校教職員共済法第十四条に基づき私学共済制度の加入者となります。

### 私立学校教職員共済法

#### 第十四条（加入者）

私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から給与を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

- 一 船員保険の被保険者
- 二 専任でない者
- 三 臨時に使用されるもの
- 四 前三号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者

## 1 「加入者」とは

国籍、年齢に関係なく、「学校法人等に使用される者」で学校法人等から給与を受ける人（第十四条において適用が除外される人を除きます）は、私学共済制度の加入者となります。

※「学校法人等に使用される者」とは、学校法人等と実質上の雇用関係があり、給与や賃金を受け取っている人（以下「教職員等」という。）に使用される者で学校法人等から給与を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

## 2 「適用が除外される者」とは

### (1) 船員保険の被保険者

船員法第一条に規定する船員として船舶所有者に使用される人及び疾病任意継続被保険者をいいます。

### (2) 専任でない者

他に本業があり学校法人等から受け

る給与を生計の主たる資としない人を含みます。例えば、兼任講師や医師、弁護士等を本業とする教職員が挙げられます。

### (3) 臨時に使用される者

雇用関係の実態が臨時である人で、次に該当する場合があります。ただし、臨時的名目によって使用されていても雇用関係の実態が常用的で、契約期間経過後も引き続き使用されるような場合は、常用的使用関係（※）になったとして加入者となります。

① 臨時の業務につき、二か月以内の期間を定めて使用される人。例えば、季節的・一時的業務に使用される人、夏期講習会の講師・事務員等が挙げられます。ただし、所定の期間を経過した後も引き続き使用されるに至ったときは、その翌日から加入者となります。

② 日々雇い入れられる人。ただし、引き続き一か月以上使用されるに至ったときは一か月を経過した日の翌日から加入者となります。

### (4) 前記(1)～(3)に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者

前記(1)～(3)以外で、勤務日数や時間数について常時勤務者ほどの拘束を受けない人をいいます。例えば、校医、嘱託等が挙げられます。

※常用的使用関係にあるかどうかの判断基準  
学校法人等と常用的使用関係にあるかどうかについては、次の三点に留意して取り扱うこととなります。

① 常用的使用関係にあるか否かは、当該教職員等の労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容を総合的に勘案して取り扱うこと

② 一日又は一週間の所定労働時間及び一か月の所定労働日数が、当該学校法人等において同種の業務に従事する通常の教職員等の所定労働時間及び所定労働日数の概ね四分の三以上であるときは、原則として加入者として取り扱うこと

③ ②に該当しない人であっても、①の趣旨に従い、加入者として取り扱うことが適当な場合があるため、当該教職員等の就労の形態等個々具体的事例に即して判断すること

## 学校法人等は必ず資格取得を報告してください

採用された教職員等が資格要件を満たし加入者に該当する場合は、学校法人等は資格取得を十日以内に私学事業団へ報告する義務があります（私立学校教職員共済法第四十七条及び施行規則第一条）。

なお、届出用紙は私学共済事業ホームページからダウンロードできます。

## 共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5  
**☎03(3813)5321(代表)**  
 ご照会の際は、学校番号、加入者番号をお手元にご用意ください。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

## 任意継続加入者掛金納付通知書の送付

- (1)平成23年3月中に任意継続加入期間が満了する人  
 3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の住所あてに送付します。
- (2)23年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人  
 3月上旬に23年度分の「任意継続掛金納付通知書」(以下「納付通知書」といいます)を任意継続加入者の住所あてに送付します。
- ※23年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の対象となる任意継続加入者について

75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分までの「納付通知書」を送付します。75歳の誕生月以降は広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納付することになります。

なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の住所あてに送付します(「資格証明書」は、被扶養者の有無に関わらず、すべての人に送付します)。

高齢者のための新たな医療制度  
(最終とりまとめ)

平成22年12月20日、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について、厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革会議における議論等を踏まえて、「最終とりまとめ」が行われ、公表されました。

「最終とりまとめ」には、制度改革の基本的な方向や新たな制度の具体的な内容等がまとめられています。

詳しい内容は、私学共済事業ホームページから「高齢者医療制度改革会議(厚生労働省ホームページ)」をご覧ください。

- 私学共済トップページ「医療保険制度改革について」  
↓
- 「高齢者医療制度改革会議(厚生労働省ホームページ)」

加入者向広報「レター」3月号等を3月中旬に学校法人等あてに送付します。送付部数は1月末現在の加入者数となっています。不足の場合は、広報相談センター広報班までご連絡ください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

平成22年度第2回  
私学共済事務担当者連絡会の開催時間

開催時間は、すでにご案内しましたとおり午後1時30分からです。東京会場の2月14日と16日に限っては、午前9時30分からとなりますのでご注意ください。

日程及び会場については、本誌1月号を参照のうえ、ぜひご出席ください。

## 積立共済年金の給付金請求時の添付書類が一部変更となります

平成23年4月末脱退より給付金請求時の添付書類が一部変更され、満了・中途脱退の場合の年金・一時金請求には印鑑証明書の提出が不要となります。

なお、死亡脱退の場合は受取人の印鑑証明書が必要ですが、一時金が300万円超～1,000万円以下の場合は、印鑑証明書(300万円以下不要)に代わり運転免許証・パスポート・健康保険証のいずれかの写しで代用できます。

## 2月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 1月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日(月)	貯金 送金
22日(火)	貸付 送金
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(月)	掛金 1月調定分納期限 貸付 3月22日送金申し込み締め切り 掛金 1月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ)

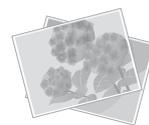
## 3月の共済業務スケジュール

1日(火)	資格事前受付開始
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 2月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 4月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

## INFORMATION



## 「月報私学」表紙写真の募集



本誌の表紙写真を私立学校から広く募集します。下記のテーマに沿った写真をふるってご応募ください。採用させていただく場合には改めてご連絡します。

## ○募集テーマ

四季折々の季節感のある私立学校の学園風景  
～参考例～

4月	桜・入学式・オリエンテーション
5月	鯉のぼり・新緑・修学旅行・春の遠足
6月	梅雨・アジサイ・体育祭

## ○応募写真

デジタル（ファイルサイズ2MB程度）、プリント、ポジフィルムいずれかの写真

## ○応募方法

写真は、学校法人等名、担当者名及び連絡先を明記のうえ、郵送もしくはメールでご送付ください。

※写真は原則として返却いたしません。

※応募作品は著作権などの権利が応募時点で応募者に帰属するものに限りません。

※採用作品は、私学事業団が「月報私学」の表紙写真として使用し、冊子として刊行、本事業団ホームページに掲載するほか、「月報私学」表紙写真の募集広告に使用することがあります。

※撮影対象の肖像権侵害などの責任は負いかねます。応募に際しては、必ず撮影対象者の承諾及び上記事項への使用許可を得てください。

## ○応募・問い合わせ先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03 (3230) 7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

## 助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03 (3230) 1321 (代表)

[http://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内  
(平成23年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」、及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内(振込依頼書)」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②償還金は、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください(設置学校ごとに分割しての振り込みは、ご遠慮ください)。

特に3月は約定償還日にあたります。遺漏のないようお取り計らいください。

※払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

融資部 融資課

☎03 (3230) 7869～7871

Eメール yushi@shigaku.go.jp

## 会計処理等の質問・相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめとして、人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談を電話やFAX、Eメール等で随時承っています。ぜひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03 (3230) 7846・7847 (会計処理)

☎03 (3230) 7837 (私学経営全般)

Eメール center@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金  
寄付金配付申請書類の受け付け

本年度の寄付金配付申請については、

**3月11日(金) 到着分** までを

年度内の配付(送金)とします。

年度内に寄付金の配付を必要とされる場合は、配付申請書類の提出時期にご留意ください。

助成部 寄付金課

☎03 (3230) 7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

# 「敷島館」で旬の金目鯛をお楽しみください

伊豆地域では、祝事の際に緋色の鮮やかな金目鯛の尾頭付きの煮つけを振る舞います。旬（冬場から春先）の脂が乗った金目鯛の甘辛い煮つけは、食欲をそそります。湯河原宿泊所「敷島館」自慢のかけ流しの湯と、新鮮な金目鯛の煮つけをぜひご堪能ください。



金目鯛姿煮（イメージ）

### 四季（敷島）の味プラン

#### 金目鯛コース

1泊2食 1名様 **11,500円**

金目鯛姿煮と会席料理が付いたプランです。  
 ※2名様より承ります。

#### 和食会席コース

1泊2食 1名様 **11,500円**

四季の旬の素材を取り入れた会席料理をご賞味ください。

### 温泉ゆったりプラン

1泊2食 1名様 **10,000円**

夕食で会席料理をご賞味ください。

## 湯河原 敷島館

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465(63)3755  
 (JR「湯河原」駅から②番乗り場「奥湯河原」行き、又は「不動滝」行きバスで15分「美術館前」下車、すぐ前)

## 融資事業のご案内

# 平成23年度融資のご相談お待ちしております！

私立学校の施設・設備の整備を支援する、固定金利で長期の事業団融資をご活用ください。

### 平成22年度融資事業計画

融資費目	対象となる事業内容	22年度計画額	融資金利（平成23年2月1日現在）	
			20年以内 （うち据置2年）	10年以内 （据置年数2年以内含む）
一般施設費	①校（園）舎、体育館、講堂等の建築事業	百万円	%	%
	②校地等買収、造成事業		1.8	
	③私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業にかかる施設の整備事業	47,700	1.5	1.1
	④次世代型学校施設の整備事業		1.6	
	⑤温暖化対策のための整備事業		1.5	
	⑥防災（耐震）機能強化の改修事業		1.5	
特別施設費	①寄宿舎、国際交流会館、附属病院等の建築、用地買収事業 ②障がい者の利便をはかるために校舎等を改修する事業	40,100	1.9 1.5	1.2
災害復旧費	風水害、地震等による災害復旧事業	100	1.1	—
公害対策費	騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業	100	1.5	—
教育環境整備費	①机、椅子、図書等の校教具の購入 ※対象学校は幼稚園、特別支援学校、専修学校	2,000	0.7	5年6か月以内 （うち据置6か月）
	②実験・実習用機器、通園バス等1個又は1組の価格が500万円以上の機器備品・装置、車両等の購入		1.1	10年以内 （うち据置2年）
	③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品		0.8	
	④過疎地の高等学校の経営に必要な資金			
	⑤経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金		0.7	5年6か月以内 （うち据置6か月）

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

ご相談はお早目にどうぞ!!

問い合わせ先  
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867  
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

## 今月の表紙

### たから幼稚園

本園は、福島県郡山市の駅から徒歩10分程度の市の中心街にあります。昨年、創立60周年を迎えましたが、開園以来、教旨「済世利民」に基づき子ども一人一人をよく見つめ、個性の伸長を促し、心身ともに豊かな子どもの育成に努めています。